



2023年6月20日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 兼
最高経営責任者 森 孝 廣
コ ー ド 番 号 6 7 0 3 東 証 プ ラ イ ム 市 場
問 合 せ 先 I R 室 長 佐 藤 秀 昭
電 話 番 号 0 3 - 5 6 3 5 - 8 2 1 2

当社子会社の訴訟提起に関する判決のお知らせ

2022年2月7日付「当社子会社の訴訟提起に関する判決のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社子会社である沖電気金融設備（深圳）有限公司が、販売パートナーであった深圳市怡化電腦実業有限公司を被申立人に、未払いとなっている売上債権の支払いを求めた仲裁手続きについては支払うべき旨の裁定が下り、その後、裁定内容の速やかな履行を求め、深圳市怡化電腦実業有限公司の親会社である深圳市怡化電腦股份有限公司等を被告として訴訟を提起して2021年12月23日に、広東省高級人民法院より連帯弁済責任を認める旨の判決が下りました。深圳市怡化電腦股份有限公司等はさらに最高人民法院に上訴をしておりますが、この度2023年6月13日に、最高人民法院より判決書が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯と概要

沖電気金融設備（深圳）有限公司（以下、「OBSZ社」という。）は、2012年12月より深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業社」という。）を通じて中国国内でATMの販売を行ってまいりました。しかし、怡化実業社がOBSZ社の販売代金について正当な理由なく支払いを滞留させたため、その支払いを求める仲裁手続きを行い、2020年12月16日に怡化実業社に対し未払いの商品代金と遅延利息等を支払うよう裁定が下りました。

その後、OBSZ社は怡化実業社の親会社である深圳市怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦社」という。）等を被告として、怡化実業社の債務に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴し、2021年12月23日に仲裁廷の裁定を全面的に支持し、怡化実業社と怡化電腦社等が財務・人員・業務に混同があることを認め、連帯弁済責任を負う旨の判決が下りました。怡化電腦社等はさらに最高人民法院に上訴をしておりますが、広東省高級人民法院の判決を支持し怡化電腦社等の上訴を棄却する判決が下りました。

2. 広東省高級人民法院（原審）の判決の要旨

- （1）怡化電腦社等は怡化実業社がOBSZ社に未払いの商品代金 1,096,866,800 人民元（約 213 億円）と遅延利息を支払うことに連帯弁済責任を負う。
 - （2）OBSZ社は怡化実業社に契約済みで未納入の商品の保証金 69,589,750 人民元（約 14 億円）と遅延利息を支払うこと。
 - （3）怡化電腦社等は怡化実業社が（1）と（2）を相殺した金額をOBSZ社に支払うことに連帯弁済責任を負う。
 - （4）OBSZ社の裁判受理费等は怡化電腦社等の負担とする。
- ※為替換算レートは1人民元=19.42円（2023年3月31日時点）で算出

3. 今後の見通し

今回の判決内容は、当社側およびOBSZ社主張の正当性が改めて明らかになったと受け止めています。今後、当社およびOBSZ社は、怡化実業社および怡化電腦社等に対して判決内容の速やかな履行を求めてまいります。

上記の判決を勘案しての業績影響については精査中です。今後の経緯により開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上